

教職員の懲戒処分の修正について

1 裁決

教育委員会が平成 23 年 7 月 7 日付けで請求者に対して行った懲戒免職処分は、これを 停職 6 月に修正する。

2 教育委員会が行なった処分

(1) 被処分者

旭北中学校 佐藤 龍成 (教諭: 47 歳 [処分当時] 現在 48 歳)

(2) 処分日

平成 23 年 7 月 7 日

(3) 処分内容

懲戒免職

(4) 処分理由

当該教諭は、平成 22 年 11 月 14 日に横浜市旭区内のホテルにおいて少女に対し、金銭を供与する約束をしてみだらな行為をしたとして、平成 23 年 3 月 23 日に児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で逮捕された。

その後、横浜地方検察庁より同年 5 月 30 日付で不起訴処分の告知を受けた。不起訴処分となったとはいえ、少女に対し、金銭を供与してみだらな行為をしたことは、本市教育に対し、重大な信用失墜を与えたものである。

3 人事委員会による裁決の骨子

(1) 被処分者が買春行為を行った事実は認められるが、児童買春容疑は不起訴となっているため、児童買春には当たらない。

(2) 買春行為については、罰則規定がなく、刑事処罰の対象とはならない。

(3) 過去の懲戒処分事例との均衡

以上の点を考慮し免職処分を停職処分に修正する。

停職期間については、買春行為が反社会的・非道徳的な行為であり、その職の信用を著しく失墜させたことから、停職処分のうち最も重い 6 月が相当

4 今後の対応

4 月 17 日から教育委員会事務局付けとします。

【参考】

○裁決までの経緯

平成 22 年 11 月 14 日 事件発生

平成 23 年 3 月 23 日 逮捕

平成 23 年 5 月 30 日 不起訴処分

平成 23 年 7 月 7 日 懲戒免職処分

平成 23 年 7 月 8 日 審査請求

平成 23 年 8 月 29 日 本市答弁書提出

平成 23 年 8 月 29 日から平成 25 年 1 月 8 日まで 本市答弁書及び準備書面提出 (計 5 回)

平成 23 年 10 月 11 日から平成 25 年 1 月 8 日まで 請求者反論書及び準備書面提出 (計 5 回)

平成 24 年 10 月 10 日 第 1 回口頭審理

平成 24 年 11 月 27 日 第 2 回口頭審理

平成 25 年 4 月 17 日 裁決